

徳島市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年2月2日

徳島市監査委員 筱井寿範
同 藤原晃
同 須見矩明
同 藤田真由美

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

- | | |
|----------|--|
| 1 監査対象団体 | 株式会社バルと徳島市中心市街地まちづくり協議会の共同体
(公の施設の指定管理者) |
| 2 所管部課 | 経済部 経済政策課 |
| 3 対象期間等 | 令和7年4月1日から令和7年9月30日までに執行した公の施設の指定管理に係る出納その他の事務 |
| 4 指定管理 | |
| ア 施設名 | 徳島市営新町地下駐車場、徳島市営紺屋町地下駐車場 |
| イ 指定期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |
| ウ 指定管理料 | なし (管理経費は利用料金を充当) |

第2 監査の実施期間

令和7年11月14日から令和8年1月26日まで

第3 監査の方法

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、徳島市監査基準に準拠し、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

第4 監査の結果

株式会社バルと徳島市中心市街地まちづくり協議会の共同体の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、団体では、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項について、必要な措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により所管部課に対し改善及び団体への適切

な指導を求めた。

○団体（株式会社バルと徳島市中心市街地まちづくり協議会の共同体）

1 金銭の収入、支払に必要な入金伝票及び会計伝票が作成されていなかった。

経理規程第15条第1項に「入金伝票に出納責任者の承認印を受けた後、収入しなければならない」、同条第2項に「会計伝票により出納責任者の承認印を受けた後、支払わなければならない」とあるものの、入金伝票及び会計伝票が作成されていなかった。

経理規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。